

## <参考 1> 事後評価の概要

### 1. (1) 原価算定期間終了後の事後評価について

- 原価算定期間終了後、事業者は、原価と実績の比較及びその差異要因・利益の用途・収支見通し等について評価を実施するとともに、行政は、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することが「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」において提言されている。
- 行政の評価では、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成25年3月19日付けで改定した。（※）

※ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行に伴い、同内容は、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に含まれている。

#### 原価算定期間終了後における評価

##### <事業者による評価>

以下の事項等について、事業者が評価を実施。

- ・部門別収支ベースで原価と実績値の比較及びその差異要因
- ・これまでの利益の用途
- ・現行料金を維持した場合に想定される収支見通し（翌1年分について会社全体及び規制部門）
- ・収支における効率化の寄与分

##### <行政による評価>

- ・経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金変更認可申請命令の発動の可否について検討。

→具体的な審査基準は、次ページ。

（出典：平成24年3月 電気料金制度運用の見直しに係る有識者会議報告書）

4

### 1. (2) 料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、<ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準、<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第2弾改正法附則第16条第3項に基づく変更認可申請命令の発動の可否の検討を行う。

#### <ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準

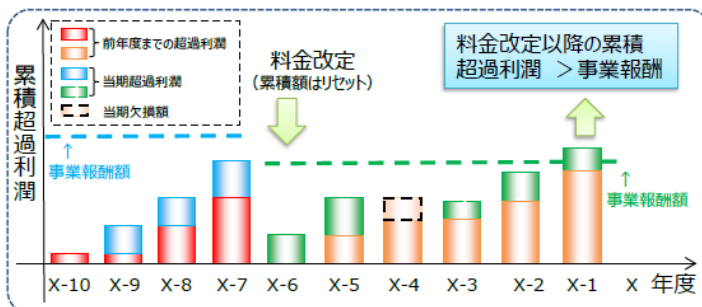
規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3か年度平均値が、電力会社10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近3か年度平均）
- ② 電力会社10社の規制部門における電気事業利益率（過去10か年度平均）

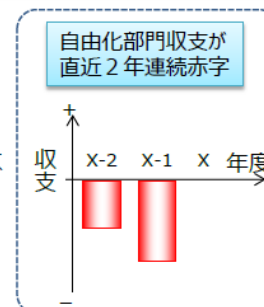
➤ ① > ② の場合 → ステップ2へ

#### <ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



又は



変更認可申請  
命令発動

5

（出所）料金審査専門会合（第26回）資料3

## ＜参考2＞電取委事後評価における追加検証3事業者の選定理由

### ○中部電力

震災後行われた値上げに係る初めての原価算定期間終了後の事後評価であることから、消費者基本計画の工程表において今年度に事後評価を行う旨記載されているため。

### ○東京電力 EP

審査基準の＜ステップ1＞電気事業利益率による基準に該当し、かつ公的資金の投入がされており、規模が大きく影響が広範であるため。

### ○四国電力

現行料金原価において稼働を織り込んでいる原子力発電所（伊方3号機）のすべてが昨年度再稼働しているため。

（出所）料金審査専門会合（第26回）資料3

### <参考3>消費者基本計画工程表について

消費者基本計画は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条の規定に基づき、政府が消費者政策の計画的な推進を図るため、①長期的に講ずべき消費者政策の大綱、②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画。

消費者基本計画工程表は、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定（経過した期間については、実施状況）を示したもの。

消費者基本計画工程表については、関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、その取組予定を取りまとめており、消費者政策会議において、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は改定することとされている。

（出所）消費者庁HP

<参考4> 現行の消費者基本計画工程表

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	①競争政策の強力な実施のための各種対応	価格カルテル・入札談合等への厳正な対処と的確な企業結合審査の実施【公正取引委員会】					法的措置の実施件数、企業結合審査の実施状況
		(KPIの現状) ※平成28年度 延べ51名の事業者等に対して11件の排除措置命令を実施したほか、延べ32名の事業者に対して課徴金納付命令を実施(平成28年12月に行った、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項に基づく罰金調整後)(平成27年度:延べ39名の事業者等に9件の排除措置命令、延べ31名の事業者に課徴金納付命令)(平成28年12月末時点)。また、319件の企業結合審査を実施(平成27年度:295件の企業結合審査を実施)。					
	②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】					公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況
		電力の小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】					
		都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】					
		電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】			
		電力託送料金認可後のフォローアップ【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		託送収支の事後評価【消費者庁、経済産業省】			

(出所) 消費者庁HP

<参考5>情報公開について

	情報の内容	情報名	情報公開の方法
行政	①法令として公開される情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>各料金算定規則（特定小売供給約款、託送供給等約款）</li> <li>みなし小売電気事業者部門別収支計算規則</li> <li>電気事業会計規則、等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「官報」</li> <li>図書館等における法令集</li> <li>（入手が困難な場合、行政への請求）</li> </ul>
	②積極的に公開する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金審査要領（特定小売供給約款、託送供給等約款）</li> <li>約款の変更命令等の発動基準（特定小売供給約款、離島供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款）</li> <li>事業者ルール（特定小売供給約款、託送供給等約款、部門別収支）</li> <li>料金設定・変更時の説明資料等（特定小売供給約款、離島供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款）</li> <li>変更命令による処分内容</li> <li>各料金算定規則に代入する数値（特定小売供給約款、託送供給等約款）</li> <li>電気事業会計規則で規定される財務諸表</li> <li>部門別収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットによる情報発信</li> <li>『相談窓口』における資料配布</li> </ul>
事業者	②積極的に公開する情報		
	うち法令上、公開の方法が明示される情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>各約款（特定小売供給約款、離島供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款）</li> <li>有価証券報告書</li> <li>会社上の計算書類等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業法に基づく方法（公衆の見やすい箇所に掲示）</li> <li>金融商品取引法に基づく方法（公衆の縦覧に供す）</li> <li>会社法に基づく方法（公告）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>料金設定・変更時の説明資料等（特定小売供給約款、離島供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款）</li> <li>事業者ルールに即して算定した部分の妥当性</li> <li>内部留保の内容や目的、普及開発関係費、寄付金及び団体費の内容等（特定小売供給約款）</li> <li>原価算定期間設定の理由</li> <li>原価算定期間を超えても料金改定を行わない理由（部門別収支ベースでの原価と実績比較及び差異要因、利益の使途、現行料金単価を維持した場合の収支見通し、収支における経営効率化寄与分等）（特定小売供給約款）</li> <li>託送供給等約款料金算定の適切性・妥当</li> <li>託送部門の超過利潤の配分方法・活用方法</li> <li>原価算定期間を超えても費用の再推計を行わない理由（託送供給等約款）</li> <li>託送に係る収支の動向等</li> <li>部門別収支計算書</li> <li>特定需要部門の料金設定の妥当性</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※個々の情報の性質や内容に応じて、以下のうち各事業者が最も適切と考える方法を一つ又は複数選択</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>『相談窓口』における資料配付</li> <li>新聞・雑誌等による発表</li> <li>インターネットによる情報発信</li> <li>パンフレットの配布</li> <li>決算時の「定期的評価」</li> <li>経営効率化計画における説明</li> <li>株主総会の場合における説明</li> <li>その他事業者が適当と考える方法</li> </ul>
③求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券報告書（再掲）</li> <li>会社法上の計算書類（再掲）</li> <li>ある一つの需要場所における託送料金負担及びその根拠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『相談窓口』において、個別対応（前ページ③「求めに応じて開示する情報」を参照）</li> </ul>	

(出所) 電気料金情報公開ガイドライン (平成28年4月1日資源エネルギー庁)